



岡山県建築住宅センター(株) からのお知らせです

構造計算適合性判定の円滑な業務を行うための取り組みとして、**事前相談・事前審査**も受け付けております！

※建築主は、判定終了後、適合判定通知書を副本と共に建築主事等に提出していただくこととなります。適合判定通知書がなければ確認済証が交付されないのをご注意ください。

令和5年2月1日より、任意判定業務を開始しました

任意判定業務は、建築基準法に基づく構造計算適合性判定を必要としない建築物について構造計算が適正に行われているかどうかを判定するものです。

建築主、建築主事等の依頼に応じて実施させていただきます。

<お問い合わせ先 >



岡山県建築住宅センター株式会社

〒700-0962

岡山県岡山市北区北長瀬表町三丁目 17 番 24 号

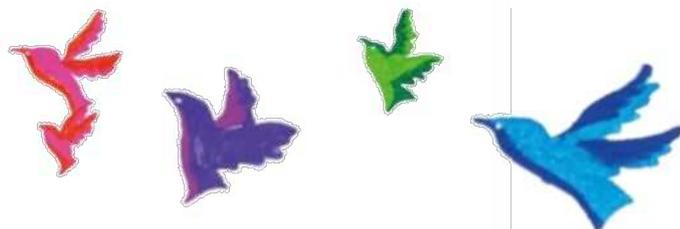
TEL : 086-243-3266 FAX : 086-243-3267

E-mail : info@okkjs.co.jp

<https://okkjs.co.jp>

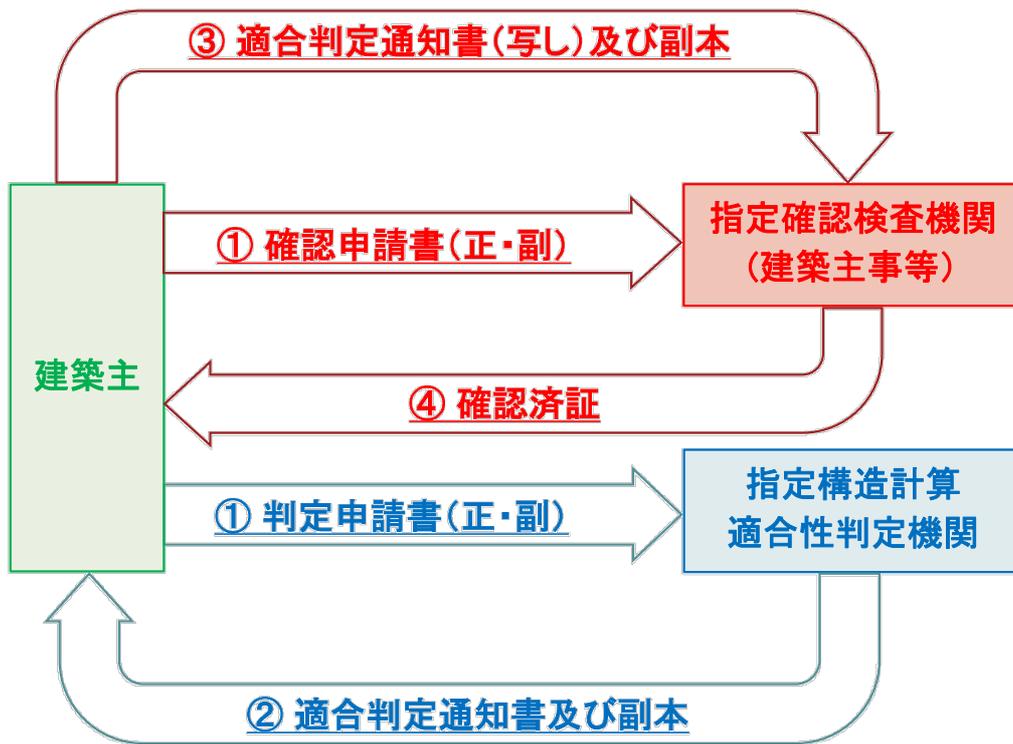


担当：構造判定部構造判定課 谷本,河原,豊田



<裏面もご覧ください>

< 構造計算適合性判定のフロー図 >



- ・上記が構造計算適合性判定の標準的な審査手順になりますので、ご参考にしてください。迅速かつ丁寧に審査させていただきます。
- ・確認申請図書と構造適判申請図書は相互に整合したものであることが必要です。従って、申請受付後は、原則として図書の差替えは出来ませんのでご注意ください。
- ・なお、弊社で構造計算適合性判定をさせて頂く場合は確認審査を、また確認審査をさせて頂く場合は構造計算適合性判定を審査することができませんので、ご了承の程、よろしくお願い申し上げます。
- ・詳しくは、弊社までお問い合わせの程、よろしくお願いいたします。